

令和2年（2020年）11月27日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

江本剛三



令和2年度（2020年度）熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について（報告）

本年度の再評価対象事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別紙1のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別紙1

令和2年度（2020年度）熊本県公共事業再評価監視委員会報告書

令和2年（2020年）11月27日

「令和2年度（2020年度）再評価対象事業箇所一覧表（別紙2）」の各事業について、令和2年（2020年）8月31日から令和2年（2020年）11月19日まで3回にわたり審議した結果、下記のとおり意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づく意見】

再評価対象事業（5事業）の対応方針については、提出された各種資料や審議過程における説明を踏まえ、総合的に判断した結果、別添の意見を付して、別紙2のとおり判断します。

令和2年度（2020年度） 熊本県公共事業再評価対象事業箇所一覧表

整理番号	事業の種類	路線名 河川名 地区名等	事業名	事業箇所	県の対応方針案	県の対応方針案に対する委員会意見 (○：妥当, ×：不当)
1	砂防	上原谷	防災・安全交付金事業	球磨郡 球磨村	継続	○
2	砂防	高根切川	大規模特定砂防等事業	阿蘇郡 高森町	継続	○
3	林道	洞岳線	県営林道事業 (地方創生道整備推進交付金)	下益城郡 美里町	継続	○
4	林道	湯山峠小崎線	県営林道事業 (農山漁村地域整備交付金)	球磨郡 水上村	継続	○
5	林道	川島大岩線	県営林道事業 (農山漁村地域整備交付金)	球磨郡 球磨村	継続	○

一括審議事業の報告書

一括して審議した次の事業について、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

【整理番号 1】上原谷 防災・安全交付金事業

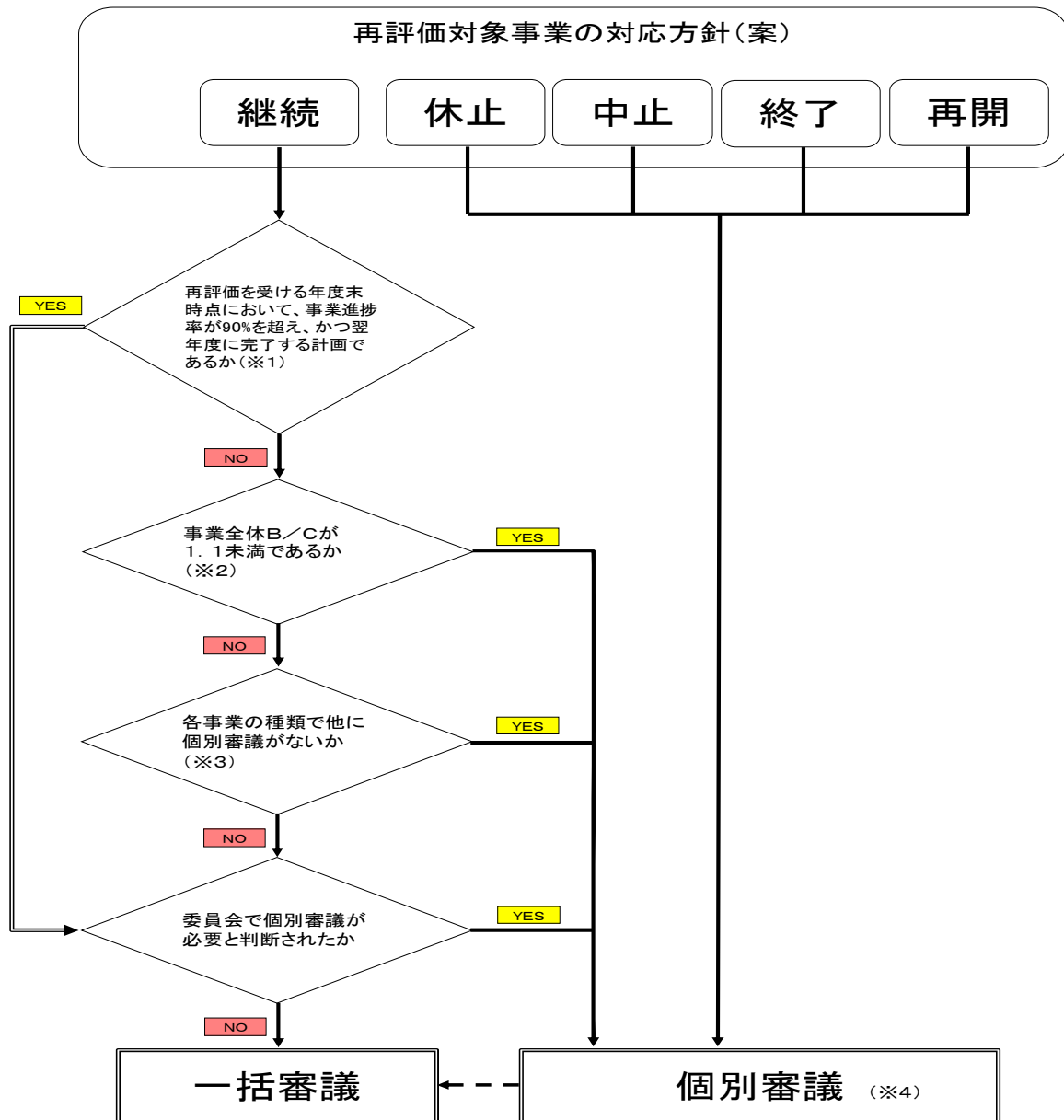
【整理番号 3】洞岳線 地方創生道整備推進交付金

【整理番号 4】湯山峠小崎線 農山漁村地域整備交付金

《参考》

一括審議は以下のフロー図に従い委員会で選定された事業を対象としている。

個別審議・一括審議選定フロー図



※1: 個表における今回再評価時のB/Cの算定を省略することができる。
また、委員会においては事業の説明を簡略化(少なくとも、事業概要、事業進捗状況及びその他は説明)することができる。

※2: 事業全体B/Cが算定できない事業は個別審議とする。

※3: 個別審議の案件がない場合は、再評価の回数が最も多い事業を個別審議に選定するものとする。
再評価の回数が最も多い事業が複数ある場合は、事業全体B/Cが最も小さい事業を個別審議に選定するものとする。

※4: 個別審議に選定された事業について、事業進捗率等の状況により委員会の判断で一括審議とすることができる。

【整理番号2】高根切川 大規模特定砂防等事業

(事業概要)

高根切川は、阿蘇郡高森町に位置する、土石流発生の危険性が高い溪流である。下流には人家67戸、公民館、国道などの重要な施設が存在するため、土石流が発生するとその被害は甚大になることが想定される。このため本事業は、砂防設備を整備することにより、土石流から人命や財産、公共施設等を保全することを目的としている。

平成13年(2001年)に策定した本事業の当初計画では、上流域の溪流合流地点に砂防えん堤を整備することとしていた。そのため、入会林野近代化法^{※1}により事業用地について権利者の集約を図り取得を目指していた。しかし、数名の反対により権利者を集約できず、事業用地の取得が困難な状況となった。また、平成28年(2016年)の熊本地震以降に流域内の荒廃地が拡大し、当初計画の砂防えん堤では捕捉できない不安定土砂が新たに発生していることが判明した。

そのため、当初計画の砂防えん堤の整備を取り止め、新たに判明した不安定土砂を含めた土石流を捕捉する設備として、令和2年度(2020年度)に下流域に堆積工^{※2}を整備する計画に変更している。事業進捗率は、令和2年度(2020年度)末で23%(事業費ベース)であり、今年度から堆積工部分の用地取得を行う予定であることから、令和7年度(2025年度)に事業完了となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、砂防設備を整備することで、下流域の人家及び公民館、国道等の公共施設を土石流災害から保全するものとして重要である。

当初計画の砂防えん堤については、用地交渉が難航していることや、熊本地震以降に新たに発生した不安定土砂を捕捉できないことから整備を取り止め、下流域に堆積工を整備する計画に変更することはやむを得ない。また、本箇所は土石流が発生すると被害は甚大になることが想定され、費用対効果は高いものとなっていることや、事前に事業用地の同意を得ていることなどから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、近年の豪雨災害の増加を踏まえ、地域住民への災害時の行動等の防災啓発活動を行うとともに、事業の早期完了を図ること。

※1 入会林野近代化法：村や集落で共同利用される里山等の林野、いわゆる入会地を律する権利関係が、主に明治の近代法制導入前に成立した慣習的な入会権や旧慣使用権であることを勘案し、これらの権利関係を解消し、近代化を促進することを目的として制定された法律

※2 堆積工：土石流を減勢し堆積させるための土石流・流木対策設備

【整理番号5】川島大岩線 県営林道事業（農山漁村地域整備交付金）

（事業概要）

川島大岩線は、球磨郡球磨村に位置し、村北部の森林地帯を南北に縦断する林道である。利用区域内は、木材として利用可能な森林が81%を占めており、充実した森林資源の有効活用のため早急な整備が求められている。

本事業は、基盤となる林道を開設することにより、適正な森林整備を促進し、森林の有する公益的機能や林業生産性の向上を目的としたものである。

当初計画では令和2年度（2020年度）に完了する予定としていた。しかし、近年の豪雨災害の増加を踏まえて災害に強い林道とするために法面保護工や路側構造物の見直しを行い、また設計基準書や労務・資材単価及び諸経費率の改正により建設コストが増加している。事業進捗率は、令和2年度（2020年度）末で56%（事業費ベース）であり、令和8年度（2026年度）に事業完了となる見込みである。

（付帯意見）

本事業は、林道を開設することで、森林の有する公益的機能や林業生産性の向上を図るものとして重要である。

事業実施中に災害に強い構造への見直しや設計基準書の改正等により事業費を増額し、事業期間を延長したことはやむを得ない。また、事業効果が期待されており、利用区域内の森林資源の有効活用のため事業の早期完了が求められることから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後の工事の実施に当たっては、引き続き周辺の自然環境に配慮しながら、コスト縮減に努め、事業の早期完了を図ること。